

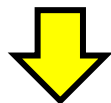
福岡市居住支援協議会

設立時期	H20年度（H21.3.30）
構成員	・ 福岡市（保健福祉局、住宅都市局） ・ 宅地建物取引業協会 ・ 全日本不動産協会 ・ 市社会福祉協議会 ・ 都市再生機構九州支社(H22) ・ 市住宅供給公社(H25)

「すまいサポートふくおか」

【概要】

高齢者であることや保証人・緊急連絡先がないことを理由に住み替えの契約を断られている事例がある



福岡市社会福祉協議会がコーディネーターとなり、これまで保証人がいない等の理由により、民間賃貸住宅への入居が困難であった高齢者の入居を支援するとともに、さまざまな生活支援サービスを提供する「すまいサポートふくおか」の構築を図った。



「すまいサポートふくおか」

支援団体が提供する入居支援サービス等

福岡市に登録された支援団体が、
民間賃貸住宅への入居支援サービス
及び入居後の生活支援サービスを提供します。

*は、死後事務委任契約により実施するものです。

		家財処分*	家財回収、処理 ハウスクリーニング、 片付け など
見守り	定期的な安否確認、 見守りセンサー、 定期訪問 など	葬儀*	納棺、火葬 など
緊急時対応	119 番通報、 協力員等による駆けつけ など	埋葬・納骨*	永代供養、 共同墓等への納骨 など
専門相談	弁護士、司法書士、行政書士 による各種相談	権利擁護	成年後見受任、 福祉サービスの利用援助や 日常的金銭管理 など
家賃債務保証	家賃債務の保証、 入居者の保証審査 など	生活支援 サービス	NPO やボランティア等による 家事、買い物、外出等の支援
死後事務委任	行政への諸手続、 関係者への連絡 など	医療・介護・保健 サービス等の コーディネート	いきいきセンターふくおか による各種サービスの コーディネート

「ずーっとあんしん安らか事業」

事前に福岡市社会福祉協議会が預託金を預かり、各種のサービスを実施

【サービス内容】

1.見守りサービス

定期的な電話連絡や訪問を行うことで、利用者の日常生活の把握に努める。

2.預託金によるサービス

予め預託金を預かり、利用者が亡くなった場合に預かった金額内での葬儀の実施や必要経費等の支払、残存家財の処分を行う。

3.書類等預かりサービス

生活の不安解消のために、預貯金通帳や年金証書・保険証書、不動産登記済権利証書、実印・銀行印等の書類などを預かる。

4.入退院支援サービス

入退院の付き添いや荷物の準備、入院時の緊急連絡先指定、貴重品等の預かり、入院中の預金払い戻しや必要経費の支払いなどを実施する。